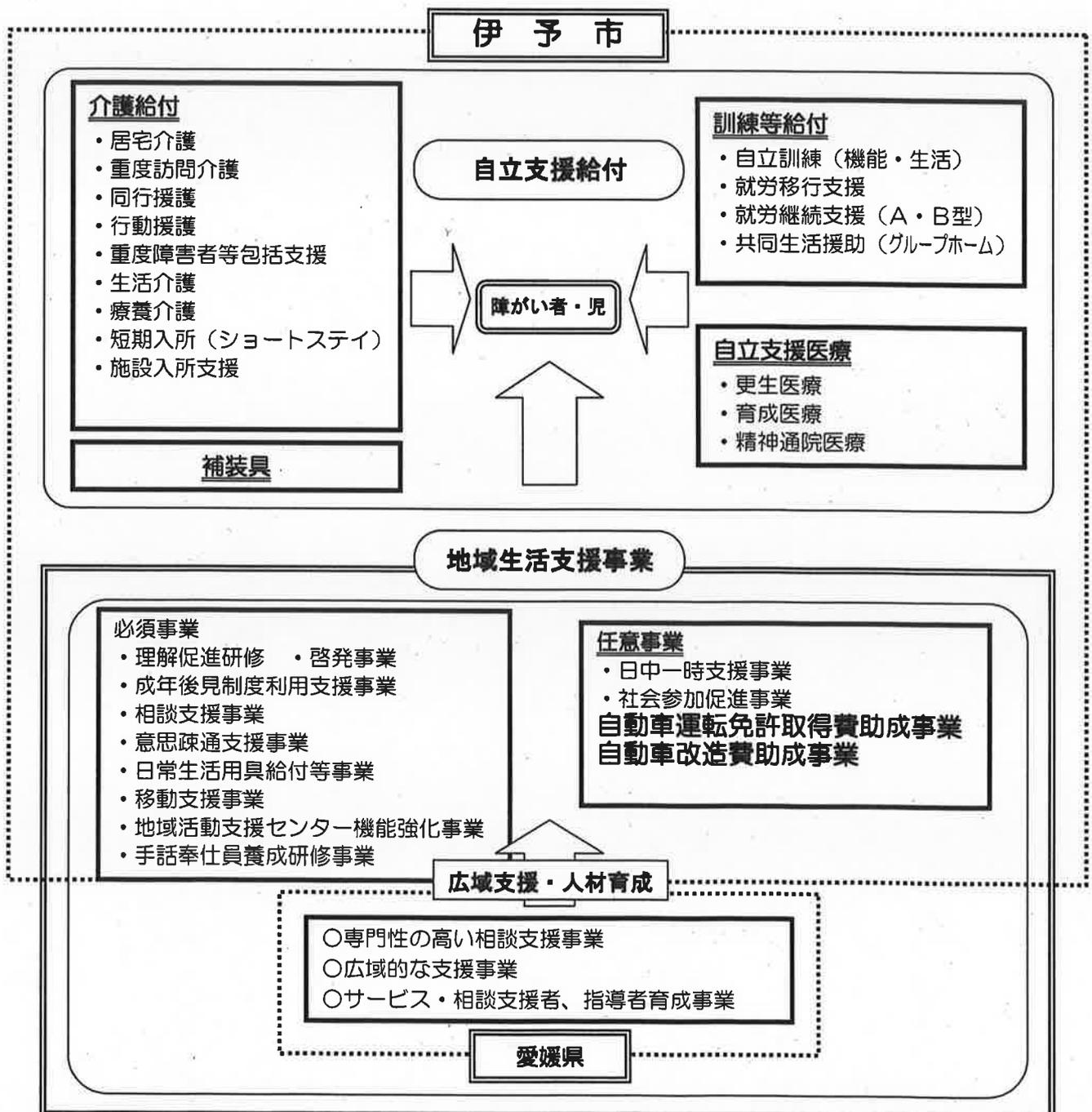


障がい福祉サービスについて

障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

＜ 障害者総合支援法による給付等の対象となる方 ＞

- 身体障がい者 ○知的障がい者 ○精神障がい者 ○障がい児
- 難病等による一定の障がいがある方



伊予市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

平成17年4月1日
告示第 81 号

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が自動車運転免許を取得するために要する経費に対し、予算の範囲内で、身体障害者自動車運転免許取得助成金（以下「助成金」という。）を交付し、身体障害者の自立更生に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による第一種普通自動車免許（以下「運転免許」という。）を取得した身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害程度等級表1級から6級までの者（以下「身体障害者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者更生援護施設（以下「施設」という。）に入所中の者で、将来の自立更生のため運転免許が必要と認められるもの。ただし、伊予市が入所措置を行った者に限る。

(2) 伊予市に居住する身体障害者で、当該身体障害者が自ら行う事業の運営に運転免許が必要と認められるもの。

(3) 伊予市に居住する身体障害者で、身体の障害のため交通機関を利用して通勤又は通学することが困難な者であって、運転免許が必要と認められるもの。

(4) その他伊予市に居住する身体障害者で、運転免許を取得することにより自立更生又は社会活動への参加に効果があると認められるもの。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、運転免許取得のために要した経費とする。ただし、100,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、伊予市身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書（様式第1号）に運転免許証の写し、身体障害者手帳の写し及び運転免許取得に係る所要経費の領収書を添えて、当該運転免許を取得した日から6月以内に市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、伊予市身体障害者自動車運転免許取得費助成金請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の助成金請求書を受理したときは、内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(書類の経由)

第8条 第4条及び第6条の規定により提出する書類は、施設に入所中の者にあつては、当該施設の長を経由するものとする。

2 前項の書類の経由に際しては、施設の長は、身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付に関する意見書(様式第3号)を添付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

伊予市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱

平成17年4月1日
告示 第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の身体障害者（伊予市内に居住する者）が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車の改造を行う場合（伊予市が身体障害者用自動車改造事業を行う場合）に要する経費に対し、助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、伊予市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害程度等級表1級または2級の者（以下「身体障害者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特別障害者手当で用いている所得制限にかからない世帯に属するもの
- (2) 重度の上肢、下肢、体幹機能障害者
- (3) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とするもの

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、自動車改造のために要した経費とする。ただし、100,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、伊予市身体障害者自動車改造費助成金交付申請書（様式第1号）に運転免許証の写し、身体障害者手帳の写し及び自動車を改造する業者の費用見積書を添付して、提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは必要な条件を付して助成金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金交付の条件)

第6条 助成金の交付決定を受けた者が、事業を変更し、中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

2 この助成金は、身体障害者が自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費以外の経費に使用してはならない。

(事業実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた者がその自動車の改造を完了したときは、伊予市身体障害者自動車改造内容証明書（様式第2号）、改造を行った業者の費用精算書（請求書）の写し及び改造部分の写真を添付し、伊予市身体障害者自動車改造費助成事業完了報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 第5条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、伊予市身体障害者自動車改造費助成金請求書(様式第4号)市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の助成金請求書を受理したときは、内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取り消し、返還)

第10条 市長は、この助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した助成金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 市長が必要と認めるときは、所属の職員をして事業の検査を行わせることができるほか必要な指示をすることができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。